

## 神奈川県議会における災害等への対策に係る取組

## 1 議員災害活動要綱の制定

## &lt;制定経過&gt;

昭和59年

## 神奈川県議会災害対策連絡要綱の制定

議会事務局が災害対策本部及び地震災害警戒本部の一員として位置づけられ、局長が本部会議に出席するほか、本部連絡員を置き災害情報の収集を行うこととなったことから、必要な災害の情報について、正副議長はじめ、議員に連絡を行い、議会活動の調整（臨時会、委員会の開催等）を行うこと等について体系化した。

（内容）①趣旨②本部連絡員③事務局職員の配備体制・連絡体制  
④議員への連絡体制⑤議会活動の調整⑥非常連絡体制

（一部改正 昭和62年4月、昭和63年4月、平成3年4月）

平成9年3月

## 神奈川県議会議員災害活動要綱制定

平成7年1月の阪神淡路大震災をきっかけとして、要綱を全面的に見直すこととなり、議会改善のための検討委員会における検討、議会運営委員会での正式決定、議長へ報告が行われ、最終的に、議員の具体的災害対策活動の指針となる「議員災害活動要綱」が制定された。（併せて、議会事務局用に「神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部の議会部の災害対策要綱」及び「議会部災害対策マニュアル」が整備された）。S59年制定の要綱は廃止された。

（内容）①目的②連絡体制③議員の連絡方法等④議員の情報収集  
⑤議員の要請活動⑥会期中の対応⑦閉会中の対応

平成29年5月

## 神奈川県議会議員災害活動要綱を廃止し、新たに要綱を制定

同要綱は最終改正から5年近く経過し（改正内容は法令や条例の改正に伴う改正等）、また、平成28年4月には甚大な被害をもたらした熊本地震が発生したことから、議会改革検討会議において、災害時に議員がいかに行動すべきかについてあらためて検討が行われ、その検討結果（平成29年4月）を踏まえ、同要綱を廃止し、新要綱として制定した。

（検討結果）

## ①新たな危機事象の追加

新型インフルエンザ等や武力攻撃事態などを追加

## ②情報受伝達に係る整備

メール、議会クラウドシステム等を連絡手段として位置づけ。

行政との情報の受伝達は、原則、議会災害等情報センターを窓口として一元化し、終期は議長が判断。

③議会部災害等情報センターにおける事務統括の整備等

議会部災害等情報センターの事務は、議長が総括し、そのもとで議会局長が県災害対策本部と情報の受伝達を行う。併せて事務統括の職務代行順位を整理。

④議員の安否確認システムの導入

議員の安否確認は、議事機関として機能を果たし災害時等にも行政と連携して活動を行うために、初期対応として必須のため、議員の安否確認について、ICTを用いた専用サービスを活用。

⑤議員災害対策カードの作成

発災時等におけるタイムライン（時系列での対応）等をカード形式で作成し、全議員が常に携帯。

## 2 議会災害等対策会議要綱の制定

### <制定経過>

#### 平成24年6月 議会災害対策会議要綱制定

平成23年3月の東日本大震災での甚大な被害状況に鑑み、議会改革検討会議において、災害時において議会として災害状況の把握や情報の共有化を行い、議会としての対応を図るための体制整備が検討され、平成24年3月、議会災害対策会議(仮称)の設置が報告された。

これを受け、団長会において、災害情報の収集・提供を一元化して議会としての情報の共有を行い、また、統一的な対応、議会としての意思決定の仕組みを整備し、災害時における議会活動の充実を図るため、「神奈川県議会災害対策会議」を設置することになり、会議規則への位置づけとともに要綱の制定が行われた。

#### 平成25年5月 議会災害等対策会議要綱に改正

4月に神奈川県新型インフルエンザ等対策本部条例が施行されたことから、設置目的を災害に限らず、新型インフルエンザ等についても拡充するため、会議規則及び要綱を改正。

(参考)

議会災害等対策会議における協議事項

県災害対策本部等との連携の下、災害等に関する情報の収集及び伝達を行うとともに、災害等応急対策を円滑に推進するため、次に掲げる事項について協議調整

- ・災害等にの状況に係る情報の収集又は調整
- ・災害等応急対策に係る住民の要望の伝達
- ・災害等応急対策に係る国、執行機関への提言等
- ・災害等応急対策に係る取組方針に関すること 等

### 3 令和元年台風15号への対応

#### ○情報伝達

9月8日(日)～9日(月)未明

- ・台風15号が記録的な暴風雨を伴って関東地方を通過。
- ・首都圏の鉄道会社は8日夜から計画運休、翌朝午前8時以降の運転再開見込

9月9日(月) 8:30

- ・定時登庁できた職員は数名。電話対応に追われる中、グランドデザイン調査特別委員会の県内調査、議長公務等について、各課から議員に連絡を取るなど連絡調整を行った。 ※両日とも県対策本部は設置されなかった。

### 4 令和元年台風19号への対応

#### ○情報伝達

10月12日(土) 15:15 県下に大雨特別警報発令、県対策本部設置

第1次本部体制。本部員、本部連絡員参集

18:00 第1回災害対策本部会議開催

19:45 正副議長へ報告とともに、全議員に本部会議の結果を安否確認メール等により情報伝達。

以降、11/15(金)の本部解散まで、本部会議の結果を中心に全議員に情報伝達を実施。

### 5 令和2年新型コロナウイルス感染症への対応

#### (1) 情報伝達

1月15日(水) 県内居住者で新型コロナウイルス感染者が判明

1月24日(金) 県危機管理対策会議開催

全議員に本部会議の結果を安否確認メール等により情報伝達。

以降、特措法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部に移行し、本部会議の結果を全議員に情報伝達。

#### (2) 議会災害等対策会議の開催

4月7日(火) 緊急事態宣言発令

4月10日(金) 第1回議会災害等対策会議開催

以降、4/24(金)、5/25(月)、6/4(木)、6/11(木)の計5回開催し、感染拡大防止に向けた対策方針を協議決定。この決定に基づき、マスクの着用及び傍聴の取扱い、3密回避に向けた取組、議員要望事項等に係る執行機関との窓口の一元化、県民意見等の聴取と情報発信、状況を踏まえた議会日程の調整等、各種取組を実施。

### 6 備蓄品等

平成25年5月 議場の議員席に折りたたみ式ヘルメット、傍聴席に防災頭巾を設置

(平成31年2月 折り畳み式ヘルメット更新)

このほか、非常用飲料水・食料(3日分)、毛布、手指消毒薬、マスク等を備蓄